

令和5年度第1回福島県地域公共交通活性化協議会 次 第

日 時

令和5年7月7日（金）10:00～

場 所

杉妻会館4階 牡丹

1 会長（福島県生活交通課長）あいさつ

2 議 題

(1) 福島県の広域的な地域公共交通の概要等について . . . **資料1**

(2) 福島県地域公共交通計画の検討の進め方について . . . **資料1**

(3) 福島県地域公共交通活性化協議会諸規程の改正について . . . **資料2**

(4) その他

令和5年度第1回福島県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

No.	対面	団体名	役職	氏名	備考
1	1	福島県（生活環境部）	生活交通課長	佐藤 司	会長
2	2	福島市	交通政策課長	宍戸 郁夫	
3		会津若松市	地域づくり課長	二瓶 祐一	オンライン出席
4	3	郡山市	部次長兼総合交通政策課長	宗形 彰久	
5	4	いわき市	参事兼総合交通対策担当課長	伊東 竹弥	
6	5	白河市	主査	伊藤 勝也	代理出席
7	6	須賀川市	企画政策課長	若林 伸治	
8	7	喜多方市	地域振興課長	山口 和志	
9		相馬市	企画政策課主査	四栗 和人	代理出席、オンライン出席
10	8	二本松市	秘書政策課総合政策係主査	熊谷 範之	代理出席、オンライン出席
11	9	田村市	企画調整課長	赤石澤 祐一	
12		南相馬市	部次長兼企画課長	武田 智芳	オンライン出席
13	10	川俣町	政策推進課長	齋藤 修一	
14	11	南会津町	総合政策課長	星 良栄	
15	12	猪苗代町	参事兼企画財務課長	野矢 実	
16	13	会津坂下町	政策財務課長	佐藤 秀一	
17	14	石川町	企画商工課長	水野 憲一	
18	15	富岡町	産業振興課長	原田 徳仁	
19	16	公益社団法人福島県バス協会	会長	松本 順	
20	17	一般社団法人福島県タクシー協会	専務理事	菊田 喜昭	代理出席
21	18	福島交通株式会社	乗合営業課課長補佐	金田 覚	代理出席
22	19	会津乗合自動車株式会社	輸送管理課長	安部 和人	代理出席
23	20	新常磐交通株式会社	常務取締役	門馬 誠	代理出席
24	21	ジェイアールバス東北株式会社	経営企画部課員	山岸 岳史	代理出席
25		ジェイアールバス関東株式会社	白河支店長	宮本 昭一	代理出席、オンライン出席
		磐梯東都バス株式会社			欠席
26	22	東北アクセス株式会社	代表取締役	遠藤 竜太郎	
27	23	東日本旅客鉄道株式会社東北本部	企画総務部経営戦略ユニットチーフ	湯浅 誠一	代理出席
28	24	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	副所長	伊藤 英和	
29	25	福島県（土木部）	道路計画課長	鈴木 由起彦	
30	26	福島県警察本部	交通企画課長	歌川 隆之	
31	27	福島県警察本部	交通規制課長	佐久間 正和	

令和5年度第1回福島県地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

No.	対面	団体名	役職	氏名	備考
32	28	福島県PTA連合会	事務局長	大橋 誠寿	代理出席
		福島県高等学校PTA連合会			欠席
33	29	福島県商工会女性部連合会	副会長	植木 和子	
34	30	日本労働組合総連合会福島県連合会	事務局長	諸橋 誠敏	
35	31	公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長	守岡 文浩	
36	32	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	地域福祉課主幹兼避難者生活支援・相談センター副センター長	山中 啓嗣	代理出席
37	33	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 由隆	
38	34	国立大学法人福島大学経済経営学類	准教授	吉田 樹	副会長

39	35	福島県生活交通課	主幹兼副課長	熊田 理希	事務局
40	36	同上	主査	佐藤 博之	同上
41	37	同上	主査	末永 勝弘	同上
42	38	同上	副主査	太田 拓也	同上
43	39	(株)ケー・シー・エス	コンサルティング事業部長	石田 洋平	同上
44	40	同上	マネージャー補佐	新宮 透	同上

福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱

（趣旨）

第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をするため設置する。

（事業）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の構成員）

第3条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（協議会の運営）

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。

- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。

- 2 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は福島県生活環境部生活交通課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第10条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から30日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

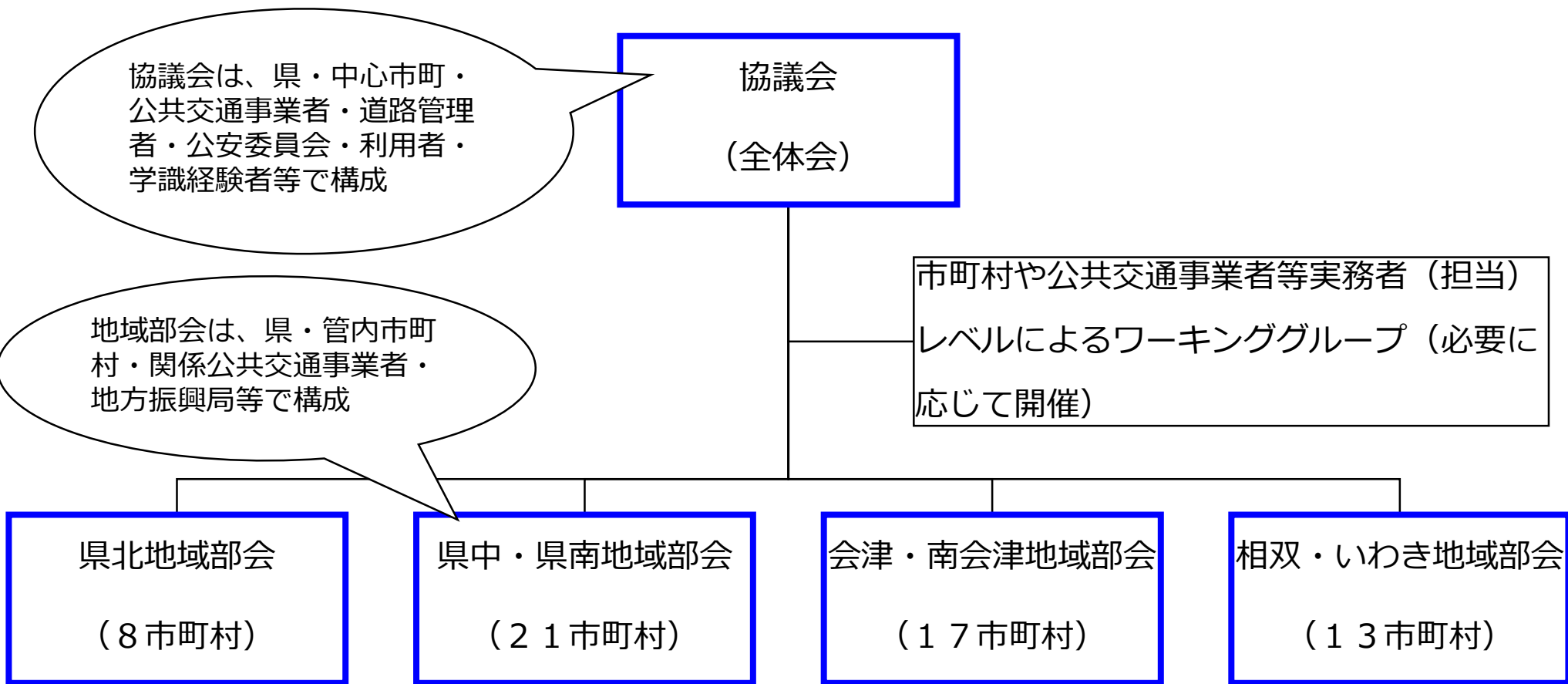
附 則

- 1 この設置要綱は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、令和8（2026）年3月31日までとする。

別表（第3条関連）

No.	活性化再生法（§6）	団体名	役職
1	地方公共団体	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		福島市	交通政策課長
3		会津若松市	地域づくり課長
4		郡山市	総合交通政策課長
5		いわき市	参事兼総合交通対策担当課長
6		白河市	参事兼企画政策課長
7		須賀川市	市民安全課長
8		喜多方市	地域振興課長
9		相馬市	企画政策課長
10		二本松市	秘書政策課長
11		田村市	企画調整課長
12		南相馬市	部次長兼企画課長
13		川俣町	政策推進課長
14		南会津町	総合政策課長
15		猪苗代町	参事兼企画財務課長
16		会津坂下町	政策財務課長
17		石川町	企画商工課長
18		富岡町	産業振興課長
19	公共交通事業者等	公益社団法人福島県バス協会	会長
20		一般社団法人福島県タクシー協会	会長
21		福島交通株式会社	代表取締役社長
22		会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長
23		新常磐交通株式会社	代表取締役
24		ジェイアールバス東北株式会社	代表取締役社長
25		ジェイアールバス関東株式会社	代表取締役社長
26		磐梯東都バス株式会社	代表取締役
27		東北アクセス株式会社	代表取締役
28		東日本旅客鉄道株式会社東北本部	企画部長
29	道路管理者	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	副所長
30		福島県（土木部）	道路計画課長
31	公安委員会	福島県警察本部	交通企画課長
32		福島県警察本部	交通規制課長
33	地域公共交通の利用者	福島県PTA連合会	会長
34		福島県高等学校PTA連合会	会長
35		福島県商工会女性部連合会	会長
36		日本労働組合総連合会福島県連合会	事務局長
37		公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
38		社会福祉法人福島県社会福祉協議会	事務局長
39	学識経験者	国立大学法人福島大学経済経営学類	准教授
40	その他当該地方公共団体が必要と認める者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官

福島県地域公共交通計画作成に係る協議会 組織図



- 浜・中・会津で生活圏が異なることなどを踏まえ、**4つの地域部会**を設置。
- **協議会 (全体会) の参加する市町村は中心市町 (※) を構成員**とし、地域部会で検討した内容を協議会で取りまとめる。(※) 国「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」上、『広域行政圏の中心市町村への需要』が補助対象事業の基準の1つとされており、県内で当該中心市町村として定められている市町等